

日本民法典論争の

社会・経済的基礎について (三)

宮 川 澄

目 次

- 一、はしがき
- 二、日本民法典編纂の推移
- 三、日本民法典論争の端初と、その経過 (以上第五卷第一号)
- 四、日本民法典論争の社会・経済的基礎 (第五卷第二号)
- 五、日本民法典論争の意義 (以下本号)
- 六、むすび

五 日本民法典論争の意義

この『日本民法典論争の社会・経済的基礎について』で、われわれが前項までに研究をなしてきたことは、次の点
日本民法典論争の社会・経済的基礎について

であった。すなわち、まず第一に、一八七〇年（明治三年）から一八九〇年（明治二三年）にかけての、二〇年の歳月を経て制定・公布された、日本民法典（旧民法典）の施行をめぐって、日本民法典論争が花々しく展開したこと、そして、日本民法典論争の歴史的端初となった、一八八九年（明治二年）の法学士会の『法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見』の、公表以後の経過について考察した。第二に、日本民法典論争は、具体的には、対立する二つの学派、すなわち、フランス法学派とイギリス法学派およびドイツ学派との、法理的意見の対立とし展開していること、そして論争そのものが、相対立する、法理上の見解の発表による、論争形式をとっていることを、歴史的事実において把握することができた。このことは、民法典施行意見、つまり『民法典実施断行論』に立つ、フランス学派の人々が、明治法律学校関係者を中心とする、法治協会の機関誌『法治協会雑誌』および和仏法律学校関係者を中心とする、明法会の機関誌『明法誌叢』、その後身たる『法政誌叢』、『法律雑誌』等の誌上で、民法典実施断行論文を発表し、これに對抗して、民法典延期意見、つまり、『民法典実施延期論』に立つ、イギリス法学派およびドイツ法学派の人々が、英吉利法学校の機関誌『法理精華』および、その後身である東京法学校（中央大学前身）の機関誌『法学新報』等の誌上で、民法典実施延期論の諸論文を、発表したことでも理解出来た。第三に、フランス学派とイギリス法学派およびドイツ法学派との、法理的見解の対立・抗争という形式は、それぞれの法理的基礎の相違によって、導かれることを理解した。すなわち、『法典実施断行論』に立つフランス学派は、フランス自然法に立脚する、ブルジョア自由主義の立場に立ち、『法典実施延期論』に立つイギリス法学派は、半封建的自由主義に、そしてドイツ法学派は、歴史法学説に立脚する、絶対主義に立っていることを、理解することができた。第四に、このことからして、日本民法典論争そのものは、日本民法典論争の具体的に展開するに到った、歴史的過程の基礎をなしている、社会・経済的諸関

係との結び付きに於て、鋭く対立・抗争する二つの学派という形式をとつてはいるが、実は日本資本主義の發展の途上における、ブルジョア自由主義と、半封建的自由主義および絶対主義官僚主義との、政治的対立・抗争であること、そして、それが直接的には、絶対主義の確立の過程としての、自由民権運動の分解過程に於て、鋭く対立した階級的利害を、具体的な法制度としての、日本民法典上に反映させようとする、理論的代表者による論争形式をとつてゐること、の足がかりを得ることができた。

こうして、われわれのあとずけてきた、日本民法典編纂の具体的になされた二十年にわたる、社会的・政治的・經濟的變移が、その上に築き上げられる、法律意識一般の推移に、如何に作用したかを理解して置きたい。なぜならば、すでにわれわれが知り得た、日本民法論争の現象の表面におこる過程での、フランス法學派の思想的基礎となつてゐるものは、フランス法的自然法説であり、ブルジョア自由主義であつた。そして、その限りにおいては、明治維新を遂行した諸階級の、普遍的思惟をなしてゐたと考へることができらるであらう。従つて、初期のフランス法學派と、目し得る人々の階層には、ブルジョアジー、下級士族、労働者、農民等々があり、雑多な思想的代表者が含まれてゐた。このことは、明治維新遂行の当時における、諸階層の間に、すでにヨーロッパの法律思想が紹介され、それらの法律思想を通じて、人々は社會變革の遂行の妥當性を意識し、同時にまた社會變革後の新しい社會の在り方も構想するまでに、成長してゐることを示すのである。では、どのようにしてヨーロッパの法律思想が、人々を把へることができたのであらうか。

明治維新によつて、西洋文化の怒濤の如き流入が、可能であつた地盤は、すでに幕末期に於て準備されつつあつた

というる。すなわち、徳川幕府は蕃書取調所を設置し、そこで洋学に関する研究をなさしめ、同時に、民間の洋学研究についての、取締りをなしていた¹⁾。しかも、幕末における増大した複雑な外交交渉の担当者としての幕府は、ヨーロッパの事情、文化、法律制度、条約等々についての研究を緊急事とするに至った。この客観的情勢に即応して、蕃書取調所は西洋の社会科学一般の、研究をなすという重要な課題を担うこととなった。この蕃書取調所は、その後洋書調所と改められ、西尾錦之丞が頭取に任命され、その下に西周、津田真道、市川斉宮、加藤弘之等が、政治に関する書籍の翻譯に従事していた²⁾。そして後に開成所となり、更には東京大学となったが、明治初期の洋学者として活躍した。多くの人々は、この蕃書取調所の教授、教授手伝、翻譯方であり、前記の者の外に、福地源一郎、神田孝平、箕作秋坪、柳河春三、福沢諭吉、外山正一等を挙げることができる³⁾。そして、これらの教授、教授手伝、翻譯方によって、ヨーロッパの法学が紹介された。そしてやがて日本における法学が形成されることとなったのである。すなわち、西周、津田真道は一八六三年(文久三年)オランダに留学した。そして、レイデン大学の教授シモン・フィセリング(Simon, Visering)の法学講義ノートを、清書・翻譯することによって、津田真道は『泰西国法論』を一八六六年(慶應二年)に開成所から発行し、続いて、西周は『万国公法』の邦訳を一八六八年(明治元年)に公刊した。また箕作麟祥は一八六七年(慶應三年)フランスに渡り、一八六九年(明治二年)には、明治政府の翻譯御用掛となり、フランス法学の翻譯に従事した。また、神田孝平は『和蘭政典』を始め、英書から『英国公法積義』、『英政如何』、『英国刑典』、『英国議事院談』などの、翻譯をなしたのである。

こうして、明治維新への思想的礎を与えたところの、ブルジョア自由主義に基く、フランス法的自然法によって、次第に日本の法学が形成されて行った。従って、かかる日本の法学の下では、日本資本主義の発展を可能ならしめ

る制度的役割を担当するものとして、日本法律制度一般の、特に、資本主義的生産諸関係の、資本主義的生産および再生産についての規律である、日本民法典編纂をめぐって、フランス法的自然法の思想が、強く主張されたことは当然のことであった。その場合、西周や津田真道等によって、広く紹介されるに至った。『自然法』や『性法学』の名で知られている自然法思想によって、日本民法典を編纂して行くことが、日本資本主義の発展に、もっとも役立つ法律制度的表現であると、考えられたのであろう。だから、明治政府の企図しつつある日本の法律制度そのものが、また日本民法典が、どのような形式と内容を備えるかについて、明治維新を迎えたばかりの人々の眼に、ブルジョア民法典であったフランスのナポレオン法典(Code civil)が、最も強く映することも、また当然のことであった。だが、日本資本主義そのものの発展過程は、日本の歴史的諸条件によって制約され、条件づけられるものであるから、明治維新直後の人々の単に抽象的に扱えた、新しい法律制度も、実は、具体的な社会・経済的基礎との結び付きに於ては、日本資本主義の発展過程における、それぞれの階層的利益の相違によって、おのずから異った形式と内容において、主張されなければならなかったのである。

〔註〕

- 1) 河合榮次郎 明治思想史の一断片——金井延を中心として 四〇—四一頁〔日本評論社 一九四一年四月〕
- 2) 米山梅吉 幕末西洋文化と沼津兵学校 三三頁〔三省堂 一九三五年一〇月〕
- 3) 永田広志 日本哲学思想史 三〇六—三〇七頁〔昭森社 一九三八年四月〕

であるから、われわれは当時の日本に移入されつつあった、ヨーロッパの思想一般が、如何に諸階層に理解され、扱えられて行ったかを概観して置きたい。

幕末から明治初期にかけて、ヨーロッパの思想は、それ自体封建主義的思想に対抗し、新しい日本の資本主義的發展を可能にするための、新しい社会の建設のための啓蒙的思想として、人々の心を把えて行った。すなわち、まず第一に、農民からの貢租に財政的基礎を置く、幕府および諸侯の可斂誅求に対して、もはや忍耐の飽和点に達し、反封建的闘争を展開し、徳川封建制度の打破と、幕府および諸藩の封建的諸機構を取り除くことを痛感していた農民を把えた。幕末期における百姓一揆・うちこわしは、次第に全国的様想をもつに至った。そして、その内容は、たしかに自然発生的なものであったとはいえ、いまや、それらは農村から農村へ、更にはまた都市へと波及して行った。そして、百姓一揆そのものは、封建領主や代官への反抗となり、商業Ⅱ高利貸資本に対するうちこわしを伴って行った。こうして、これらの百姓一揆・うちこわしの主体は、中農・貧農・都市勤労者であることが理解できる。そして、その反封建的政治意識は萌芽的なものであり、いまだ農村および都市勤労者自からの、意思と階級の利益を代表する革命的勢力として、結集するまでにはたち至らなかつたけれど、なお、そこには農民的農業革命を指向するところの、農民戦争的段階の前夜の様想をもつものとして把えられるだろう。しかし、農村および都市勤労者自からが、小ブルジョアの指導をつかみ、それを先頭とする政治的闘争にまでに、農民一揆およびうちこわしを高めて行くという、意識と手段をもたなかつた点で、組織的統一をはかることができなかつた⁴⁾。とはいえ、農村および都市勤労者の勢力が、幕府倒壊の決定的な要素となつたという、客観的情勢と役割をはたしたことは、否定し得ないだろう。従つて、明治維新後統発した明治初期の百姓一揆が、明らかに小作人・貧農・半プロレタリアートの指導権によって、富農・富商へと、その攻撃の鋒先を向けて行くという転化を、なしとげたのである⁵⁾。

第二に、幕末における商業資本の発達によって、商業Ⅱ高利貸資本は、幕府、諸侯、武士および農民に対して、経

濟的勢力を増大することになった。こうした經濟的勢力の増大を背景として、商業Ⅱ高利貸資本は、封建制度そのものの打破を、自己の利益の増大のために必要とした。こういう風に、従来の封建的諸制度の基礎をなした、士・農・工・商の封建的身分的構成の撤廢を、何よりも強く要求していた商業Ⅱ高利貸資本家を把えたのである。

第三に、商品Ⅱ貨幣經濟の發展によって、日々無産者化しつつあった下級武士は、封建的支配機構の内部にあつて、上級の者との対立關係を激化しつつあつた。そして、零落し行く、これらの下級武士は、自己の現実的生活を基盤として、新しいヨーロッパの思想を、反封建的闘争の武器として、利用することができた。こうして、商業資本、高利貸資本、地主、農民および窮乏し無産者化した封建的家臣団の人々の心を把えたものは、まさに一八六〇年代のヨーロッパの思想であり、それはやがて、封建主義を打破し、資本主義的生産を可能ならしめる、新しい社会への思想的基礎となつたのである。

一八六八年（明治元年）四月の、明治維新を遂行した政治的实践者としての、下級士族および公卿の革新的政治要綱ともいえる『政体書』に表現された政権の形態は、列藩同盟的政権であつた。それは徳川封建制から絶対主義へと急速に転化しうる、過渡的形態をもつた政権であつた。そして、その政治権力は封建的諸勢力の内部的諸勢力の内部的対立・抗争の均衡の上に成立することができた。そこで新制度として、明治政府がヨーロッパの新しい思想に導かれつつ採用した、三権分立、議會制度、官吏公選等は、やがて絶対主義の確立過程に於て、天皇制官僚の創立に巧みに利用されていくこととなつた。

廃藩置県の完了によって、ブルジョアの中央集権国家としての、法形式を實現することのできた、明治政府の首腦者の意識には、いままでのように、薩・長・土の三藩連合ないし薩・長・土・肥の四藩連合という、諸雄藩の権威に、

政治的権力の基礎を依存させるといふ考え方は、次第に表面から遠のいていった。そして、それに代って明治政府の政治的権力の基礎が、日本資本主義の発展において、絶対主義の確立にとって、どのような階層を掴むかということが、意識されてくる。明治政府の採った開明的諸政策は、下級士族の間になお根強く残存していた、封建的諸特権に対する反動勢力の反政府的運動を抑え、同時に旧藩勢力の手から自からを守ろうとするためのものでもあった。

このことは明治政府が、地主および富農に対して行なわれた、貧小農・半プロレタリアを基本とする激烈な運動として扱えられる、一八六七年（慶應三年）から一八六九年（明治二年）にかけての、農民一揆・世直しに対しては、つねに地主および富農層の味方として行動したことも理解できる。ことに封建的土地所有関係から導き出される『田畑永代売ヲ禁止』する徳川旧制を廃止し、それを近代的土地所有関係に転化し、自由な土地所有権を認めることによつて、資本主義的生産を可能ならしめる前提を導入したのである。この近代的土地所有関係の法制度的承認は、廃藩置県後の一八七二年（明治五年）二月一五日、太政官布告第五〇号の『地所永代売買ノ儀従来禁制ノ処自今四民共売買致所持儀被差許候事』および同年二月二四日大蔵省達第二五号の、『今般地所永代売買被差許候ニ付今後売買並譲渡ノ分地券方別紙ノ通可相心得事』によるが、それへの明らかな方向は、一八六八年（明治元年）一月一八日の太政官布告『賤地及寺社地等の除地を除くの外、凡そ村里に属する土地は総て百姓の所有と為す、もし百姓に非るもの村里に属する土地を購置せんと欲せば、必ず代人を設けて村里一般の課役を承弁すべく、又市街の土地を購置せんと欲せば、亦代人を設けて市街一般の課役を承弁すべし』⁶⁾に見ることができ、このことによつて最大の利益を享受するのは地主層であり、それによつて明治政府が、地主ないし上層農民を確実に掌握することにより、彼等を通じて、生産人口の基本的大衆たる農民を支配しようとする、明治政府の政策であった⁷⁾。そして、これらの地主および富農層

は多くの場合、商業Ⅱ高利貸資本を構成していたのであって、明治政府の諸政策の一つである商工業の奨励も、地主および富農層を、政府に引きつけようとするためであった。であるから、明治政府はこれらの地主、富農および商業Ⅱ高利貸資本を支柱とし、中間層ないし下級士族の進歩的分子を、自己の陣営強化のための、人材の供給源とすることによって、次第に国家的統一・中央集権化をなしていったのである。であるから、いわゆる開明的諸政策の本質は、いかなる意味でも、絶対主義のブルジョア政権化を表現するものではなく、専制権力のあらたな圧力の下に強行される、絶対主義の貫徹以外の何物でもなかった⁸⁾。

だから、明治維新を可能ならしめた一つの階層としての、下級士族は明治絶対主義の確立と共に、明治絶対主義の支柱たる官僚を形成し、大ブルジョアたる財閥と同盟し、労働者・農民・プロレタリアートに対抗することとなり、それらの者は、絶対主義の思想的基礎をなす、歴史法学にもとづくドイツ法学へと、急速に転化し、移行して行ったのである。そして小ブルジョアジーは自己の経済的基礎の確立して行くことに応じて、農民および労働者からの、剰余労働力を汲み取るために、半封建的自由主義のイギリス法学を、喜び迎えるに至った。こうして、自由民権運動を通じて成長した、労働者・農民の思想を代表するものとしての、フランス法学派に、イギリス法学派およびドイツ法学派が、烈しく対立するに至ったのである。

〔註〕

- 4) 遠山茂樹 明治維新 一八一—一八二頁〔岩波書店 一九五一年二月〕
- 5) 井上清 明治維新〔日本現代史第一巻〕 三二五頁〔東京大学出版会 一九五一年一〇月〕
- 6) 大藏省沿革志 租税寮
- 7) 井上清 明治維新〔日本現代史第一巻〕 三三三—三三四頁

日本民法典論争の社会・経済的基礎について

8) 遠山茂樹 明治維新 二七八頁

ヨーロッパの新知識を紹介し、啓蒙的役割を果したものととして、注目すべきものに、『明六社』がある。すなわち、明治維新前からの、先覚的イデオログとして、洋学移入をなしつつあった、阪谷素、杉亨二、箕作秋坪、加藤弘之、西周、神田孝平、柏原孝章、森有礼、西村茂樹、田中不二麿、津田真道、清水卯三郎、中村正直、津田仙、福沢諭吉、箕作麟祥等が、一八七三年（明治六年）に結社し、翌一八七四年（明治七年）三月から、一八七五年（明治八年）六月の『讒謗律』（太政官布告第一一〇号）および『新聞紙条例』（太政官布告第一一一号）によって、言論および思想の自由が抑圧され、廢刊するまでの間、その機関誌として『明六雜誌』四三号を刊行した。そして、その啓蒙的役割は顕著であつたといふ⁹⁾。しかし、これらの明六社のイデオログ達は、理論の範囲内では、たしかに一応首尾一貫した自由主義思想を唱導したが、その実践的態度や、直接の政治的見解においては、穩健であつた。それは、彼等の大多数が官学的な御用学者であつたためである。『真政大意』（明治三年）や、特に『団体新論』（明治七年）でかなり激烈な調子で、従来の政治的理論を批判し、政治的自由主義を主張した、加藤弘之にしても、その主張は専ら理論の範囲に止まるのであり、明治一〇年代に展開するに至つた。自由民権運動に対しては、積極的に反対したことでも解るであらう。彼等のこういう階級の本質は、板垣退助や副島種臣等の『民選議院設立建白書』に対する、加藤弘之、森有礼、西周、神田孝平、津田真道、阪谷素の批判の中で、最もよく表現されている。たとえば津田真道が『自今ノ所謂開化者流自由ノ理ヲ知ラスシテ自由ヲ想像シ法律經濟ノ学ヲ講究セズシテ漫ニ仏律英法米政等ヲ論ジ其甚シキニ至リテハ仏蘭西民派ノ翻譯ヲ採リテ直ニ我大日本帝國ノ民法ヲ創立セントス』¹⁰⁾ることを誤謬として斥け、また、神田孝平

が、民選議院の設立の時は必然にくるのだが、『其時節ハ決シテ喜フ可キ時節ニ非ルナリ』¹¹⁾といっていることでも理解することができる。¹²⁾だが、こうした『明六社』の会員の、実践的態度および政治的見解にもかかわらず、学問上では、一八七一年に至るまでの、ヨーロッパの支配的思想であった自由主義思想であり、自由主義的ブルジョア科学であったといえることはできる。であるから、明治絶対主義が次第に確立して行くにつれて、これらの自由主義的ブルジョア科学そのものが、漸次に、或いは急速に、反動化していくこととなったのである。¹³⁾

かくして、これらのヨーロッパの思想、殊に近代的法律学を通じて、次第に理解されるに至った法律思想は、明治維新後の日本資本主義の発展過程に於て、具体的な階級の基礎に立って受入れられたのである。そして、フランス的自由主義とイギリス的功利主義、進歩的思想と保守的反動思想との相対立する、社会的思想の二大潮流こそ、彼等の階級の利益の相違と深く結び付いたものである。従って、日本民法典編纂の進行過程で示され、やがては日本民法典論争として爆発することとなった、学派的対立・抗争は、最後には学派的対立・抗争というよそおいと形式をなげうち、脱皮し、政治的抗争という、露骨な形式にまで発展して行くのである。¹⁴⁾

〔註〕

- 9) 明治文化全集第一八卷雑誌篇 四頁〔日本評論社 一九二八年二月〕
- 10) 明治文化全集第一八卷雑誌篇 一二〇頁
- 11) 明治文化全集第一八卷雑誌篇 一四九頁
- 12) 永田広志 日本唯物論史(永田広志選集V) 九一頁〔白揚社 一九四八年一月〕
- 13) 山下徳治 教化史(日本資本主義発達史講座) 一七——一八頁〔岩波書店 一九三二年一月〕
- 14) 中川善之助 私法史(現代日本文明史第五卷) 五二——五三頁〔東洋経済新報社 一九四三年五月〕

明治維新以後の、日本法律学、殊に日本の民法学は、日本資本主義の発展過程に相応して、フランス法、イギリス法およびドイツ法によって、多くの影響を受けて行った。そして、日本の民法学は、それぞれの法学派的支柱に支えられ、次第に樹立されて行った。であるから、日本民法典論争を、ただ現象の上で把えて行くかぎりでは、それがフランス法学派とイギリス法学派、およびこれと同盟を結ぶドイツ法学派との、学派的対立・抗争であるとして、理解されることも当然であろう。しかしながら、そうした現象的な学派的対立・抗争そのものが、日本資本主義発展の特殊的性格およびその発展の歴史的段階に根ざしていると、考えなければならぬ。そのためには、それらの法学派の立っている法思想的基礎を、明らかにしなければならない。

フランス法学派の法律思想的基礎は、フランス的自然法思想である。そして、そのフランス的自然法思想こそ、ブルジョア自由主義の支柱となった思想であった。であるから、徳川封建主義打倒という政治的表現によって、実現した明治維新の、推進力となった諸階層に、根強く貫ぬかれ得たのであり、明治維新直後の明治政府も、自己が絶対主義を確立するまでは、このブルジョア自由主義の政治的権力を、無視することはできなかった。明治政府はこの妥協的立場によって、立法および法律学の中核として、フランス法学者の直接的指導をなす、司法省法学校を創設した。そして、そこを中心として、フランス法学派が次第に形成されて行くこととなったのである。であるから、日本民法典の編纂も、これらのフランス法学派の人々の手でなされたのであり、ブルジョア自由主義的な近代市民法としての、日本民法典編纂が企図されたわけである。

さて、この司法省法学校は、法律の専門的知識と、法律の制定およびその具体的な運用を担当する、人材の養成を目的とする、法律学の教育機関である。すなわち、楠田英正の建言によつてなされた、一八七一年(明治四年)司法

省内に創設された『明法寮』に始まるのである。そして、翌一八七二年（明治五年）七月には、法学生徒を公募するに至った。この『明法寮』は、一八七五年（明治八年）に廃止されて、司法省法学学校となった。そして、法律学担当教授には、フランス法学者が迎えられ、それらの直接的指導の下に、フランス法律学の教授がなされたのである。一八七四年（明治七年）には、日本民法典の編纂に大きな役割をなした、パリー法科大学教授ポアンナード (Boissonade) が、明治政府によって招聘され、司法省顧問となり、司法省学校で自然法を講義し、ブスケ (Bousquet) と共にフランス法学を教えたのである。¹⁶⁾ こうして、明治政府の法律的基础は、これらのフランス法的教養の持主である、司法省法学学校の卒業生によって、固められていくこととなったわけである。司法省法学学校で、フランス法律学の教育を受けた人々には、倉富勇三郎、井上正一、磯部四郎、木下広次、高木豊三、梅謙次郎、富谷銈太郎、熊野敏三、松室致、栗塚省吾、古賀廉造、光妙寺三郎、末広巖石、田部芳、岸本君雄、宮城造蔵、亀山卓蔵、黒川誠一郎、飯田宏作等がある。¹⁷⁾ この司法省法学学校は一八八四年（明治一七年）になって、文部省に移管されることとなり、一時『東京法学学校』に改められることとなったが、一八八五年（明治一八年）九月になると、『東京大学』の法学部に併合され、その二科となった。そして、一八八六年（明治一九年）三月に、帝国大学令の公布によって、帝国大学が設置され、それに『英吉利法学科』と『仏蘭西法学科』とが設けられることとなったが、『明法寮』以来のフランス法学の教授は、この帝国大学の『仏蘭西法学科』でなされることとなったのである。そして、翌一八八七年（明治二〇年）には、英法科、仏法科の外に独法科が置かれた。¹⁸⁾

フランス法学は、この司法省法学学校だけではなかった。すなわち、司法省法学学校を卒業した者は、フランス法学の普及のため、私立の法学学校を、たとえば、明治法律学校（これは後に明治大学となった）や、東京法学学校（これは後に和

佛法律学校となり、法政大学となつた)を經營し、そこでフランス法学の教授をなしたのである。

であるから、フランス法学の教養を身につけた人々は、フランス的自然法思想を通じて、一九世紀における資本主義社会の、ブルジョアの自由主義を身につけるに至つたのである。そして、それらの人々は法学界や法曹界で活躍していたのであり、日本民法典の施行を巡って展開することになつた論争においては、『法典実施断行論』の主張者となつたのである。この日本民法典論争における、『法典実施断行論』の人々の本拠となつたものは、明治法律学校および和仏法律学校であつた。すなわち、和仏法律学校の校友は『明法会』を結成し、一八九一年(明治二四年)七月には明治法律学校の校友によつて、『法治協会』が結成された。この『法治協会』の役員には、今村信行、宮城浩蔵、岸本辰雄、大井憲太郎、磯部四郎、箕作麟祥、本間誠一郎、大木喬任、各村泰蔵等がある。そして、一八九一年(明治二四年)七月一二日には、機関紙『法治協会雑誌』の創刊号を發行し、その冒頭に、『發行の辞と共に、法治協会の主義、綱領を明らかにす』を掲載した。それによると『(前略)……素ト本会ノ抱持スル一大主義トハ法治是ナリ此一大主義ニ基キ此一大主義ヲ奉シテ将ニ運動スル所アラントスルニハ亦宜シク其方針ヲ示ス所ノ綱領ナカルサルヘカラズ其綱領トハ一法典ノ実施ヲ速カナラシムル事一法典ヲシテ国家ノ進運ニ伴随セシムル事はナリ自今本会ハ其主義ニ基キ其綱領ニ拠リ滿腔ノ熱血ヲ吐キ畢世ノ力ヲ奮ツテ国家ノ為メ国民ノ為メ将ニ大ニ運動ヲ為サン……(後略)』とすることを明らかにしている。これによつて、われわれは、この『法治協会』に結集した人々が、ブルジョア自由主義の法思想的持主であることを知ることができる。そしてそれらの者は、フランス法的自然法によつて、初めて半封建的慣習を打破することができ、そこに近代市民社会を、招来し得ると考えたのである。そして、近代市民社会における法律關係を、資本主義社会の發展に役立しめるための民法典は、ブルジョア法典としての、内容と形式とをもたな

ければならず、そのためにはフランスのナポレオン法典 (Code civil) によって、ブルジョアの法典を編纂し、封建的慣習法ないし封建的諸法制の廃止をなすことが、急務であると考えたのである。こうして、『法典実施断行論』がその主張となってくる。

さて、徳川幕府の洋書翻譯研究の機関であった蕃書取調所は、東京開成学校となり、それはまた、東京大学と改称されて行つた。東京開成学校以来東京大学では、イギリス法学が講義されていた。そして、東京大学法学部の卒業生である、イギリス法学派に属するものは、それぞれ私立学校を経営し、または教授し、イギリス法思想を普及していた。たとえば、岡山兼吉、山田喜之助等は、イギリス法学の教授のため、英吉利法学校（これは後の東京法学院現在の中央大学である）を創設した。また、岡山兼吉、山田喜之助は、一八八二年（明治一五年）一〇月創立の、東京専門学校（これは早稲田大学の前身である）に於て、講義をなしていた。この東京専門学校は、大隈の学校であるという理由で、媒反人養成所であると目し、これを圧迫を加え、学生の入学することを妨害したのである。こうして、イギリス法学はオースチンの法学説に基礎を置くものであり、現行法主義であり、一九世紀の資本主義の發展段階における、自然法思想とは対立する法思想であり、半封建的自由主義であった。だから、イギリス法学は、明治政府の絶対主義の法制度的基礎として、日本の固有の慣習法——それは封建的士族の旧慣に過ぎないものであるが——を制度化しようとする、企図に合致したのである。そのため、ブルジョア民族主義に立ち、歴史法学説に基礎を置く、半封建的官僚主義のドイツ法学と同盟し、明治絶対主義の法思想的基礎を、興えることが可能となったのである。²⁰⁾

ヨーロッパにおける資本主義の後進国ドイツが、一八七一年（明治四年）に、フランスを敗ったことは、先進資本主義諸国に対する後進性をとりもどし、資本主義国として独立的存在をかちとろうと、専心していた日本にとって、注

目に値する出来事であった。一八七三年(明治六年)三月岩倉具視が、ドイツを訪問し、ビスマルクから、新興資本主義国の未来について、多くの忠告を受けたことは、明治政府をしてドイツに注目させるに充分であった。殊に、當時の思潮一般が、フランスやイギリスのものであってみれば、こうした思想に対抗し、明治政府の絶対主義的官僚制を樹立するためには、どうしてもドイツの法制から求めることの必要を感じたのである。特に、一八八一年(明治十四年)大隈重信が下野してからは、反英・反大隈ということから、ドイツへ向わしめた。ドイツ法学については、既に、ブルンチエリーの『国法汎論』(明治五年)、ビーダマンの『各国立憲政体起立史』(明治八年)の翻訳が、加藤弘之によってなされ、また村田保・山脇玄共著の『独逸法律書』九巻が、内務省から出版されていた。そして、一八七八年(明治二年)から一八九三年(明治二六年)まで、ドイツ法学者ヘルマン・ロエスレル(Herman Roesler)は、明治政府の法律顧問として、日本商法典の起草に従事した。ロエスレルはポアンナードほどの影響を与えたのである。このようにして、明治政府は、その絶対主義への過程に於て、次第にドイツ法的傾向を濃厚にしつつあった。そして、一八八九年(明治二二年)の明治憲法発布によって、明治絶対主義の確立したことは、明治政府のドイツ法的傾向に拍車をかけしめたのである。海江田信義の『須多因氏講義』(明治二二年)は多く読まれ、東京大学からドイツへ留学するもの多く、大場貞長は政治学を、穂積八束は憲法学を、ドイツから輸入する等、東京大学はドイツ法学の中心となったのである。民法学に於ては、歴史法学の法律思想によって、フランス法による日本の民法典が、旧来の慣習法を少しも顧慮していないという点で、非難を生み出すこととなった。

こうしたフランス法学からイギリス法学へ、更にはドイツ法学への、日本の法律学の変転は、明治政府のフランス民法による、ブルジョア自由主義の日本民法典の編纂を巡って、イギリス法学派の東京大学の、卒業生からなる法学

士会の『法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見』によって、半封建的自由主義、更には絶対主義的官僚主義の、日本民法の編纂を、可能にすることとなった。そして明治政府が、絶対主義の道押し進めれば、それだけイギリス法学派およびドイツ法学派の勝利の約束が、明白となることも当然であった。

〔註〕

- 15) 仁井田益太郎・穂積重遠・平野義太郎・仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会（法律時報第一〇卷七号）一四頁〔日本評論社 一九三九年七月〕
- 16) 岩田新 日本民法史 一七五頁〔同文館 一九二八年九月〕
- 17) 星野通 日本民法典論争史 四一頁〔日本評論社 一九四四年六月〕
- 18) 仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会 一四頁〔前掲〕
- 19) 岩田新 日本民法史 一九〇頁
- 20) 寺尾元彦 早稻田大学法科の過去および現在 五八頁〔早稻田法学第一三卷創立五〇周年記念論文集 一九三三年五月〕
- 21) 河合榮治郎 明治思想史の一断片 一五六頁

それでは、何故に日本の法学が、明治維新の後に、フランス法学からイギリス法学へ、それはまたドイツ法学へと変転することとなったか。このことは、日本民法典論争の意義を解明するための、一つの鍵となる。すでに、われわれが日本民法論争の社会・経済的基盤で論及したように、明治政府の採った財政整理のための、不換紙幣の発行によるインフレーション政策と、西南戦争による巨額の国庫支出によって、西南戦争から一八八〇年（明治一三年）までの米価急騰の時期において、地主だけでなく、中農層をも含めて、急激な上向が生じた。この中農層の抬頭を中核として、地主から貧農・小作人までを包含する、全農民層の統一戦線が、地租軽減という共通のスローガンの下に、結成す

ることを可能にした。そして、次第に小ブルジョア化しつつあった、士族、退職官吏、都市商工業者、更には勤労者をも、それに統一し、ここに全人民の参政要求となつて、盛り上つて行つた。このことは、一八七四年（明治七年）の『民選議院設立建白書』を發端とする、国会開設請願運動として展開し、自由民権運動の政治的要求となり、更にそれを一層發展させ、一八八二年（明治一四年）の自由党の結成となつた。つまり、自由民権運動が全人民的基礎の上に、全人民的意義をもつ政治的運動として盛り上つたのは、まさにこの時期であつた。であるから、この自由民権運動は、政治的に云えば、反政府的抗争である。そして、その理論的基礎すけは、幕末以来日本に紹介され、進歩的な人々の間に浸透してゐた、フランス的自由主義思想であり、それに導かれていたのである。しかし、この自由民権運動の上向・成長の時期には、反政府的抗争としての意義をもち、統一されてはいたが、具体的には、われわれが理解したように、種々の異つた階層的基盤に立つグループから成立してゐた。であるから、具体的な階級構成という点からいえば、後に本来的自由民権運動から離脱し、分化して行く、大ブルジョアジー、そして、その階級的基盤の上で、その階級的利益を代表するところの改進黨、ブルジョア化した地方豪族・地主²⁴、そしてそれを主要勢力として結成した自由党、および貧農、小作人、労働者を基礎とし、後には本来的自由民権運動として上昇し、地主、資本家、小ブルジョアの裏切りと、明治政府の苛烈な警察政治によつて、弾圧され、葬られたところの、三つの階級構成をもつていたと、考えることができるであらう。そして、このうち大ブルジョアジーは、明治政府の殖産興業によつて、保護育成されつつ成長したのであり、それは商業・高利貸資本の自生的成長によるものでわなかつた。だから、自己の階層的利益を主張し、自己の政治的権力を樹立する運動を展開することは、独力ではなし得なかつた。であるから自由民権運動に参加しつつも、明治政府に対する徹底的反対派として、行動し得ないことも当然である。また、地主

については、地主は酒屋などを兼業し、資本主義的マニユファクチュア²³を經營し、商業²⁴高利貸資本の所有者であった。であるから、地租改正や減租は、地主をして、勃興しつつあった資本主義的企業に対する投資を、可能とする貨幣の、より一層の蓄積をもたらすことができ、商業²⁵高利貸資本の産業資本への転化を、活性化することを可能なものとする。そのため、こういう経済的利益から、ブルジョアの利益の共通的担い手となり得たのであったし、また、そうした資格で、自由民権運動へ参加することができた。しかし、地主の経済的基礎自体は、農村における封建的生産諸関係に立脚しているのであるから、封建的生産関係の肯定的担当者でもあった。そこに、自由民権運動への参加の限界が存在した。日本資本主義が、資本の原始的蓄積において、主要な役割を有する、地租の源泉として、また、その発展のあらゆる段階を通じて、封建的農業生産を、固持しなければならなかったという事情のために、地主のおよびブルジョアの自由主義運動は、農村における封建的諸関係のまったくの清算、封建的生産諸関係の近代化を企図するものではない。また、政治的法制的な上層建築に対する反封建的闘争も、真に闘争的ではあり得なかった。こうして、大ブルジョアジーや地主が、自由民権運動に参加したということは、明治政府の絶対主義の確立の過程で官僚と結びついて、自己の利益を実現しようとするため、政権に対する参加の地歩を占めようとする動向の、客観的表現に外ならなかった。こうして、自由民権運動が、次第に、その本来の性格を濃厚にして行くにつれ、自由民権運動からの、大ブルジョアジーおよび地主の脱落は、急速となった。そのことは、貧農・小作人・都市労働者自体の分散性および未組織性によって、つまり、労働者階級の未成熟という、社会的諸条件のために、真に民主主義的思想に、それらの者を統一することができず、明治政府の苛烈な警察的弾圧によって、圧殺されることとなったのである。²⁶

この場合、大ブルジョアジーは、小野粹、馬場辰雄を、法学的イデオログとして、大ブルジョアジーの階級的利益を代弁させ、ブルジョアの法制の制定を主張させた。殊に、小野粹はブルジョアの民法理論の、一般的性格を紹介するため、一八八四年(明治一七年)には、『民法之骨』上巻を東洋書館より発行し、馬場辰雄は一八七八年(明治一年)に、『法律一般』を発行した。こうして、小野粹、馬場辰雄の法律学説は、いわゆる『自由民権法学』と称されるものへと、発展して行くこととなった。一方、福沢諭吉の諸論説や、植木枝盛の『民権自由論』(明治三年)、中江兆民の『民約訳解』(明治一五年)、西園寺公望、松沢家策、松田正久等の東洋自由新聞社、中江兆民、田中耕造等のルソオ主義による仏学塾の開設(明治一四年)等に見るように、フランス流の自由思想研究の気運を、益々助長したと共に、他方天賦人權説は、キリスト教との堅い握手を交歓しつつあった。そうした、ブルジョアの自由主義から分離し、左翼的民権論者としての大井憲太郎は、労働者保護の普選運動をスローガンとして、一八九二年(明治二五年)には、東洋自由党を組織し、デモクラシー的課題の具体的解決を、労働者の生活そのものと結びつける、社会主義運動の傾向を示すなど、雑多な法学的イデオログによって、代表されていたのである。

〔註〕

- 22) 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 一八六頁(岩波書店 一九三四年四月)
- 23) 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 三一—三二頁
- 24) 永田広志 日本唯物論史 三〇七—三〇八頁
- 25) 鈴木安藏 近代日本の政治 七八—七九頁(社会主義教育協会編 日本政治の変革過程 社会主義講座第七卷政治Ⅳ)(三元社 一九四八年八月)
- 26) 山下徳治 教化史 一六頁(日本資本主義講座)(岩波書店 一九三二年一月)
- 27) 永田広志 日本哲学思想史 三二—頁(昭森社 一九四八年四月)

いま、ここで明治初年から自由民権運動が、その本来的精想を呈するに至るまでに、如何なるヨーロッパの法思想乃至政治思想が、日本に紹介されたかを、挙げることにしよう。すなわち、一八七二年（明治五年）には、中村敬字訳『ミル 自由之理』、加藤弘之訳『ブルンチエリ 国法汎論』、大井憲太郎訳『ドラクルシー 仏国政典』、一八七三年（明治六年）には、中村敬字訳『ギルレット 共和政治』、小幡篤次郎訳『トクウエル 上木自由論』、一八七五年（明治八年）には、何礼之訳『モンテスキュー 万法精理』、加藤弘之訳『ビーデルマン 立憲政体起立史』、永峰秀樹訳『ミル 代議政体』、室田充美訳『ギゾー 西洋文化史』、一八七六年（明治九年）には、永峰秀樹『ギゾー 欧羅巴文化史』、何礼之訳『ベンサム 民法論綱』、一八七七年（明治一〇年）には、服部徳訳『ルソー民約論』、尾崎行雄訳『スペンサア 権理提綱』、西周訳『ミル 利学』、一八七八年（明治一一年）には、島田三郎訳『ベンサム 立法論綱』、深間内基訳『ミル 男女同權論』、鈴木義宗訳『スペンセル 代議政体論』、鈴木義宗訳『スペンセル 干渉論』、一八七九年（明治一二年）には、渡辺恒吉訳『ミル 官民權限論』、土居光華・萱生泰二共訳『バックル 英国文明史』、一八八〇年（明治一三年）には、渋谷啓蔵訳『ミル 利用論』、一八八一年（明治一四年）には、松島剛訳『スペンセル 社会平權論』、金子堅太郎訳『ボルク 政治論略』、肥塚竜訳『トルウキル 自由原論』、井上訳『スペンセル 女權真論』一八八二年（明治一五年）には、『ベンサム 政治真論一名主權弁妄』、中江兆民訳『ルソウ 民約訳論』、奥宮健之訳『ネッケルプレー 共和原論』、土居光華・漆間真学共訳『バックル 自由之理評論』、漆間真学訳『ギゾー 欧洲代議政体起源史』、山口松五郎訳『スペンサア 社会組織論』、乗竹考太郎訳『スペンサア 社会学之原理』、一八八三年（明治一六年）には、陸奥宗光訳『ベンサム 利学正宗』、文部省『ホップス

主権論』、大石正己訳『スペインサア社会学』、原田潜訳『ルソー 民約論覆義』、山口松五郎『スペインサア 道德之原理』、大石正己訳『スペインサア 政体原論』、一八八四年(明治一七年)には、浜野定四郎・渡辺治共訳『スペインサア 政治哲学』などがある。²⁹⁾

このようなヨーロッパの法律思想や、政治思想を通じて、主張しつつあった当時の人々は、一般的に云って、半封建的自由主義および半封建的専制主義に立つ、明治政府の絶対主義の、法制度的理論づけをしようとする者に対する、批判者となつてあらわれた。そして、明治絶対主義を理論づけようとする、いわゆる御用学者に反対する法理論そのものは、本来的自由民権運動の法理論家を除外しては、彼等が一方の足で、資本主義的基礎に立ち、他方の足では、封建的生産諸関係に立っているために、主張そのものが、徹底的なものとなり得なかつたし、日本資本主義の上昇期に於ては、尚更のことであつた。こうして、反政府的抗争としての自由民権運動には、雑多なイデオログの活躍をみることが出来るわけである。たとえば、前記の中江兆民、大井憲太郎、奥宮健之、植木枝盛は、一般に、自由民権運動の左派的理論家のグループに入れられている。しかし、大井憲太郎や奥宮健之に代表されるものと、中江兆民に代表されるもの、そして、植木枝盛のそれとは、それぞれ段階的なユニアンズがあるのであつて、それを一つのグループとして把え得ないだろう。われわれはこうした自由民権運動の中の、雑色のイデオログの活躍の中で、広汎な人民大衆を把え、それが深刻に展開することができたのは、自由民権運動の本来的な・基礎的な基盤が、勤勞者、主として農民にあつたということに、力点を置きたい。農民デモクラシーは、まだ当時においては、自由主義思想から分離してはいなかつたし、その発生的契機としては、他の諸階層と結びついて発展して行くものであり、それが、その後の自由民権運動の『激化』の諸形態、すなわち、福島事件(明治一五年)から大阪事件(明治一八年)まで

の諸事件においては、次第に本来的な自由民権運動としての様相を、呈するに至った。そして、これらの本来的な自由民権運動に示される、デモクラシーを代表する動向こそ、それらの階層的利益を代表する者を通じて、主張されたのである。そのイデオログとしての代表的なものが、大井憲太郎であった。このことは、彼の『土地平分法』に於ても、農民デモクラシーを代表していることを、理解することができる。²⁹⁾ その結果として、この高揚する農民デモクラシーに反対する、地主、商工業者、つまり農民の労働力の搾取によって生活しているものは、自由民権運動を放棄し、自から、自由党を解体する根本的契機となったのである。³⁰⁾

こういふわけで、自由民権運動がその本来の様相をとるに至るや、明治絶対主義政権は、自己の眞の敵を発見した。それは多くの日本的な歪みをもち、そして、分裂解体の宿命を荷っているという弱さを、その内部に包蔵しているとはいへ、民主主義的勢力であった。だから、明治絶対主義がこの自由民権運動の展開を、あらゆる手段を利用してまでも、圧殺することが、明治絶対主義のために、どうしても必要であったわけである。そうして自由民権運動の完全な圧殺の上で、明治絶対主義は確立し、一八八九年(明治二年)には、形式だけは立憲主義を採用し、その内容においては、封建的絶対主義勢力の支配を可能にする外見的立憲主義憲法、そして、ブルジョアジーの上層部分との同盟によって、大衆の政治的要求を緩和せしめるという安全弁であったところの、プロシヤ憲法によって、³¹⁾ 帝国憲法を制定・公布し、絶対主義そのものを、法制度の上に表現したのである。

かくして、日本民法典論争においても、明治絶対主義の確立のために、大きな役割を演じたブルジョアジーの、イデオログであるイギリス法学派は、ドイツ法学派とかたく結びつき、フランス法的自由主義のフランス法学派に、勝利したのである。そして、同時にこのことは、日本資本主義発展の当然の帰決でもあった。

〔註〕

- 28 加田哲二 日本社会思想史 二〇六一—二〇八頁〔岩波書店 一九五一年六月〕
 29 大井憲太郎 自由略論上巻・下巻
 30 永田広志 日本唯物論史 三〇八—三〇九頁
 31 鈴木安藏 比較憲法史 二五二頁〔勁草書店 一九五一年二月〕

このような政治・経済的基礎の上で展開した日本民法典論争が、ただ単なる学派的抗争であると、論断することはできない。そしてそれはそれぞれの階級的基礎に立つ、イデオログの活動として存在し、その意義をもつのである。そしてわれわれは、そのことの理解のための正しい基礎として、日本民法典論争が具体的に展開した、歴史的必然性を、日本資本主義の発展過程における、明治絶対主義の確立の土台との結び付きにおいて、考察したのである。そして、その考察において、日本民法典論争そのものが、日本資本主義の発展の過程の上になされた、一つの論争であり、明治絶対主義の確立をめぐる、政治的権力のためにする闘争の、イデオログ的表現であること、そして、絶対主義的官僚法学が、学派的論争の形式において、旧来の封建的諸法則に基ずく法典編纂によって、明治絶対主義の法的基礎づけをするためのものであったことを、意義づけ得るのである。

こうして、日本民法典論争が、少くともイデオログ的対立・抗争という現象形態をとりつつも、しかも、その現象面での日本民法典論争が、日本資本主義発展の過程を、法的に反映しているものであり、従つて、明治絶対主義の確立をめぐる、それぞれの階級的基礎に根ざす、イデオログの理論的主張として、理解しなければならぬ。このことは、『人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の・必然的の・彼らの意志から独立した・諸関係を、す

なわち彼らの物質的生産力のある一定の発展段階に照応する生産諸関係を、むすぶ。これらの生産諸関係の総体は、その社会の経済的構造を、すなわち法制上および政治上の上層建築がそのうえにそびえたち、一定の社会的意識諸形態がそれに照応するところの・現実の土台を形成する』こと、また、『すべての歴史上の闘争はたとい政治、宗教、哲学その他イデオロギー分野でおこるとしても、じつは社会階級の闘争を多かれすくなかれ、はっきり表現したものにすぎず、そしてこれら階級の存在も、したがって衝突もまた、その階級の経済状態の発達程度、その階級の生産と、それに制約される交換との、様式に制約される』という命題にも、一致するわけである。であるから、この日本民法典論争を『両学派の執る所の根本学説の差違に存するのであって、その実自然学派と歴史派との争論に外ならぬのである。由来フランス学派は自然法学説を信じ、法の原則は時と所とを超越するものとし、いずれの国何れの時に於ても、同一の根本原理に拠りて法典を編纂し得べきものとし、歴史派は国民性、時代等に重きを置くを以て、自然法学説を基礎としたるポアンナード案の法典に、反対する様になつたのは、当然の事である。故に此争議は同世紀の初に於て、ドイツに生じたるザヴィニー、ティボーの法典争議と、その性質に於て毫も異なる所は無いのである』と考察することだけでは、不充分であろう。なぜならば、ドイツにおける民法典論争は、ザヴィニー (Friedrich Karl Savigny, 1779~1861) を先頭とするドイツの歴史法学派が、すなわち、ブルジョア化しつつあったニンカーテウムおよび産業資本に転化したつづつあったブルジョアジーが、一八一九年の関税同盟を通じて生じた、国内市場の統一への要求を背景として、その要求を背景として、その要求の基礎すけのために、ブルジョア的民族精神を織り込む、ドイツ民法典の編纂を主張したのに対し、ティボー (Anton Friedrich Thibaut, 1772~1840) を先頭とする自然法学派が、ブルジョアの統一に適應する、ブルジョア民法典の編纂を主張したのである。言葉をかえていえば、ブルジョ

ア化しつつあったドイツの民法典の編纂を、ブルジョア化されたローマ法の普通法を母法として、急速に編纂するか、或いは除々にブルジョアの発展に即応しつつ、またドイツの統一の進行過程に順応して、ドイツ民法典を編纂して行くことがよいかという、ドイツ民法典編纂の法技術的な論争であったのである。³⁶⁾

〔註〕

32) Karl Marx, Zur Kritik Der Politischen Ökonomie, Erstes Heft, Volksausgabe, besorgt vom Marx-Engels-Lenin-Institut, 1934. P.5 (宮川実訳 経済学批判 一九頁)〔青木文庫 一九五一年一月〕

33) 『ルイ・ボナパルトのブリュメラル十八日』第三版序文(大月版 M・E選集第五卷下 四二六頁)〔大月書店 一九五一年二月〕

34) 穂積重遠 法憲夜話 三五二頁〔有斐閣 一九二〇年四月〕

35) 長場正利 ザウイニー、テイボー法典論義(早稻田法学別冊第一卷)五七頁〔早稻田大学法学会 一九三〇年九月〕

36) 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 二四頁

六 む す び

かくして、日本民法典論争が、それぞれの階級的基礎に立ちつつ、その階級的利益を代弁するイデオログの活動に於て、日本民法典論争そのものが存在したと、そして、そのことこの理解によつて、初めて、われわれは日本民法典論争の社会的意味を、正しく理解することができたわけである。そのことによつて、われわれは日本民法典論争が、日本資本主義の発展の過程の上で、当然になされた一つの法典論争であり、明治絶対主義をめぐる政治的権力獲得の闘争の、イデオロギイ的表現であることが、論証されたわけである。であるから、いまままで日本民法典論争を、単なる法律思想的・学派的な——フランス法学派とイギリス法学派との——対立・抗争のうちに把えている諸家の見

解が、日本民法典論争の一つの現象面を、つまり、形式的見地から物事を把え、それを説明することだけに終わるにすぎないことを、理解することができる。そして、そのことによって、われわれが日本民法典論争の生起した社会・経済的基礎との関連において、日本民法典論争を採り上げたこの小稿の企図の一つは、果されたわけである。

そして、このことからして、日本民法典論争を、単なる思想的ないし学派的対立・抗争として行く限り、日本民法典論争が、日本資本主義発展過程に生じた、社会的、経済的、政治史的な結び付きの理解と、その社会的意義を見失なうものだとする、この小稿での第二の課題が、理解されたことになる。

次に、そうした理解に立ちつつ、日本民法典論争が具体的に展開した時期における、社会・経済的基礎の、つまり日本民法典論争の立っている土台の考察によって、日本民法典論争が日本資本主義発展の過程を反映し、明治絶対主義の確立をめぐる、それぞれの階級的基礎に根ざすイデオロギーの、理論的主張としての現象面をとってはいるが、実は、日本民法典論争そのもの、すなわちフランス法学派とイギリス法学派およびドイツ法学派の、学派的対立・抗争こそ、官僚・産業資本家・地主と、貧農小作人・勤労者との激烈な階級闘争の一つの表現であったこと、それゆえに、勝利した『法典実施延期論』者の手による現行日本民法典編纂そのものは、明治絶対主義の確立そのものの、法的表現であるという意味をもっているといえるだろう。かくして、現行日本民法典は、その後の日本の資本主義が、独占資本主義更には資本主義の一般危機の高度の段階に位置することによって、修正され、同時にその具体的な運用に於て、修正されているとはいえ、明治絶対主義による母はんを、なおそのうちにもっていることになる。

かくして、現行日本民法典の位置すけの橋渡しをなそうとした、この小稿の第三の企図は、果されたわけである。